

## 平成 25 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 25 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 25 年 12 月 19 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 福田 修 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 77 号 東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 78 号 東彼杵町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 92 号 負担付き寄附の受納について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 93 号 特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合への加入について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 94 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 6 議案第 96 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 98 号 平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予  
算(第 1 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 要望第 3 号 妊婦健康診査の公費負担について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 99 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 10 議案第 100 号 大野原高原線改良工事(15 工区)請負契約の変更  
について
- 日程第 11 発議第 9 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例(その 1)
- 日程第 12 発議第 10 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例(その 2)
- 日程第 13 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

## 開 会（午前 10 時 38 分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第 1 議案第 77 号 東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 78 号 東彼杵町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 92 号 負担付き寄附の受納について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 93 号 特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合への加入について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

### ○議長（森敏則君）

日程第 1、議案第 77 号東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 78 号東彼杵町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例の制定について、日程第 3、議案第 92 号負担付き寄附の受納について、日程第 4、議案第 93 号特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合への加入について、以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長報告をそれぞれ求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

### ○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告書を報告致します。本委員会に付託された事件は審査の結果次の通り決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件 議案第 77 号東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例の制定について

2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日。

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。本件は地方自治法の改正により、基本構想の策定義務付けは廃止されたが、民意を最も反映する議会の議決を得ることとする為制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 78 号について報告致します。

- 1 付託された事件 議案第 78 号東彼杵町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例の制定について
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、産業建設文教常任委員会と連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催致しました。

本件は地球温暖化防止に寄与することを目的とし、町内に再生可能エネルギー源の利用促進を図る為制定されるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に議案第 92 号について報告致します。

- 1 付託された事件 議案第 92 号負担付き寄附の受納について
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催致しました。

本件は大音琴郷にある老朽危険空き家の除却を条件に、土地建物の寄附をうけるもので、地方自治法 96 条第 1 項第 9 号の規定によるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

尚、審査の過程で、今後も空き家が増加するものと予想され、火災・防犯・景観等の見地からやむを得ないと思えるが、跡地利用についても研究検討すべきであるとの意見がありました。

次に 93 号について報告します。

- 1 付託された事件 議案第 93 号特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合への加入について
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、産業建設文教常任委員会と連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め委員会を開催致しました。

本件は自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うことなどを目的に連合に加入し、全国の加盟町村と自立・発展の為に相互の経験や研究を共有し、計画的な保全を行い、経済的な価値を高め、社会的な発展を促す為である。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で、支援サポーターの活用を有効に図り、商品のラベル等に町内の景観を表示し、観光客の誘致による交流人口増を図る為の積極的な行動を望むとの意見がありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。それではどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑ありませんか。それでは、質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

それではこれから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案 77 号を採決します。本案に対する委員長報告は、可決です。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 77 号東彼杵町基本構想の議会の議決に関する条例の制定については、委員長報告の通り議決されました。

次にこれから議案第 78 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 78 号東彼杵町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 92 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 92 号負担付き寄附の受納については、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 93 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 93 号特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合への加入については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 94 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 4 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 6 議案第 96 号 平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

#### ○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 5、議案第 94 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 6、議案第 96 号平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

#### ○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは報告致します。委員会審査報告書。本委員会で付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

- 1 付託された事件 議案第 94 号平成 25 年東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の結経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催致しました。

本件は、歳入歳出それぞれ 64,437 千円を追加し、総額を 4,741,466 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、障害福祉サービス給付費追加 21,616 千円、保育所運営費追加 5,000 千円、林業専用道路白土線新設工事費 9,000 千円である。

主な財源として、障害者自立支援給付費国県負担金 16,285 千円、保育所運営費国県負担金 3,750 千円、普通交付税 42,831 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に 96 号について報告します。

- 1 付託された事件 議案第 96 号平成 25 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催致しました。

本件は歳入歳出それぞれ3,199千円を追加し、総額を925,459千円とするものである。今回の補正の主なものは、過年度返還金2,302千円等であり、主な財源として、繰入金3,584千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

それではこれから一括して討論を行ないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより、議案第94号を採決致します。本案に対する委員長報告は、可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第94号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第96号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第96号平成25年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第98号 平成25年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第7、議案第98号平成25年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について委員長報告を求めます。

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 議案第 98 号平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 審査年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について 12 月 13 日水道課長の出席を求め産業建設文教常任委員会を開催し、審査を行いました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,398 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 433,198 千円とするものである。

歳出については、建設費の補償補填及び賠償金を 5,187 千円減額し、国庫 2 次補正要求額等を加えた 17,382 千円を工事請負費に追加計上されている。また、職員人件費の不用額分が減額されている。

歳入については、国庫負担金 7,300 千円、繰越金 952 千円、諸収入 1,046 千円、町債 2,300 千円を追加計上し、繰入金 1,200 千円が減額されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で工事施工にあたっては、事前説明の徹底と地域住民に迷惑がかからないよう最善の努力をして欲しいとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長に対する質疑を行ないます。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

それではこれから討論を行ないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 98 号東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。



**日程第 8 要望第 3 号 妊婦健康診査の公費負担について**  
**(委員長報告・質疑・討論・採決)**

次に日程第 8、要望第 3 号妊婦健康診査の公費負担についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

**○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）**

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

- 1 付託された事件 要望第 3 号妊婦健康診査の公費負担について
- 2 審査の年月日 平成 25 年 12 月 13 日
- 3 審査の経過並びにその結果

妊婦健康診査事業は、妊婦さんが平等に受けられることが望ましいものであるが、実施主体が市町であり、妊婦さんが所在する地域によって異なる状況を避ける為、サイトメガロウイルス、トキソプラズマの抗体検査を平成 26 年 4 月より県下一斉に公費負担を望まれているものである。

これらの感染症は、早期発見し治療を開始することにより合併症を防げ、小児治療費の軽減に寄与するものである。

よって、要望者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定致しました。以上であります。

**○議長（森敏則君）**

それではこれから委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

それではこれから討論を行ないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから要望第 3 号を採決致します。本案に対する委員長報告は採択です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って、要望第 3 号妊婦健康診査の公費負担については委員長報告のとおり採択されました。

## 日程第9 議案第99号 平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）

### ○議長（森敏則君）

次に日程第9、議案第99号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第99号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,470千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,783,936千円とするものでございます。提案の理由につきましては、地方税法等の規定に基づきまして、九州旅客鉄道株式会社にかかる固定資産税過年度還付金等について計上するものでございます。財源につきましては、財政調整基金を充てております。今回の不手際につきましては、重ねてお詫びを申し上げますと共に今後とも1日も早い町政の信頼回復に向けて職員全員で最善の方法で取り組んでいきますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。それと合わせまして、退職手当負担金を、これは本来ならば人事異動がある時に計上するのでございますけれども、精査不足で今回このような形で補正を一緒に合わせておりますことに対しましても心からお詫びを申し上げます。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。

### ○議長（森敏則君）

財政管財課長。

### ○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第99号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足して説明致します。8ページをご覧頂きたいと思います。3、歳出でございます。1款1項1目、議会費。前に説明がありましたように退職手当組合負担金につきましては職員の人事異動及び関係する費目に在籍する給料総額の按分率によりまして、予算の過不足が生じたので、それぞれの費目で予算の増減を計上しております。この後の職員手当の説明は、省略をさせていただきます。それから10ページの2款2項1目、税務総務費でございます。23節でございます。JR九州の固定資産税課税徴収分の過年度還付金と還付加算金を合わせまして42,202千円の計上となりました。6ページをお願いします。2、歳入でございます。1款2項1目、固定資産税でございますが土地現年課税分がJR九州の固定資産税土地の課税更正による減額ということで、6,500千円の減額でございます。それから7ページの19款1項1目、財政調整基金繰入金につきましては、主にJR九州の固定資産税の課税更正による減額分と過年度還付金の財源と致しまして49,007千円の繰入金の追加でございます。1ページの歳入歳出予算補正、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は積み上げでございます。説明を省略させていただきます。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑ある方はどうぞ。

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

10 ページの件でお尋ね致します。10 日の説明の時、町長はですね。元金及び賦課金所謂利子の分、合わせて 42,202 千円だと。これを一括還付をするというふうなお話でしたけども、私はそのときもお聞きをしましたけれども、その賦課金の利子の分ですね。これはやはり不祥事が無ければ、ミスが無ければ払わなくてよかったお金でございますから。これについてはですね、やはり当時の町長、当時の責任者、又前の町長にも関係するかもしれません。やはりそこら辺の皆様にも是非責任があると思うんです、私は。そこら辺についてをですね、協議辺りを今後どのようにされるのかを、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一旦今回は、今回補正予算で全額償還をさせていただきます。利息等も発生しますので、直ちに返還をしようかと思っております。その後、只今議員からお話がありましたとおり、2,600 千円の利子につきましては、当然前々町長・前町長にもお話をします。それから元職員それから現在の職員の皆様にご協力を頂こうと思っております。日程的には、多分 1 月下旬ぐらいまでならないとなかなかその方法とか説明会をしようと思っておりますので、正月明けに説明会あたりをしながら、職員は年内に一応話をしようかと思っておりますけども。当然町長経験者、3 役の経験者、その皆さんにも全て口頭で説明するか、文章で説明するか、或いは一堂に会してするかですね。今からその方法等検討しながら全力でですね、対応して参ろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。お諮りします。議案第 99 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 99 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 99 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 議案第 100 号 大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約の変更について

○議長（森敏則君）

次に日程第 10、議案第 100 号大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 100 号大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約の変更についてでございます。提案の理由、交差点改良によりまして歩車道の境界位置が変更となり車道部の面積を増加する必要があることから、工事請負額を増額するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出致します。詳細につきましては建設課長の方から説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。建設課長。

○議長（森敏則君）

建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

代わりまして説明を致します。契約変更の理由は、大野原高原線改良工事（15 工区）請負額の変更であります。契約変更の方法は、当初、指名競争入札による契約。変更、随意契約でございます。変更前契約金額は 66,434,550 円。変更後契約金額は 73,427,550 円 6,993,000 円の増でございます。契約の相手方は株式会社朽原建設代表取締役朽原保でございます。平面図でご説明致します。1 枚目の A4 は町道側の変更部分を表示いたしております。2 枚目には、国道側の変更部分を表示しております。今回は最終の精査によるものでありまして、変更部分が多岐に亘っております。図面の赤で表示した部分に変更をする部分であります。今回の工事は町道側延長 88m、路肩を含む車道 7.5m、歩道 2.5mの改良となりまして。また国道 34 号線は交差点改良に伴う工事と致しまして、全長 254mの幹路車道付近 6.5mから右折レーンを入れた分が 9.5m。それと山側の歩道に 2.5mの工事を行っております。変更の主なものとして、国道側の車道と歩道の間、集水桝付歩車道境界ブロックを以前入れておりますが、当初 L 型側溝で計画していたしましたので、その分車道舗装面積が増えております。また玉川繊維さん、茶

卸組合の冷蔵庫、旭運送さんの乗り入れがございますが、国交省との実施協議によりまして、舗装構成等に変更が生じています。それから交差点ということで標識等の付属物の撤去、国道側の区画線を高視認性区画線、所謂凹凸をつけたものでございますけども、こちらの方に変更が出ております。他には排水溝の数量の変更等がございます。以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。お諮りします。只今議案となっております、議案第 100 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 100 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから議案第 100 号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 100 号大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 発議第 9 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 1）

日程第 12 発議 10 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 2）

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 11、発議第 9 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その 1）、日程第 12、発議 10 号東彼杵町議会議員の

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（その2）、以上2件を一括議題とします。始めに発議第9号について、提出理由の説明を求めます。2番議員橋村君。

#### ○2番（橋村孝彦君）

それでは提出の理由を述べさせていただきます。個人的事ですけれども、ちょっと風邪をこじらせてましてこういう声になっております。今日は実は医者が絶対安静という事を申しておりましたけども、いつぶっ倒れるか分からない状態ですけどもその時はよろしくお願い致します。

それでは、議員定数についての提出の理由を申し上げます。議員定数については、議員は下より住民の間でも様々な意見があります。様々な意見の集約が議会であります。委員会の役割として、農業・漁業・商工業などあらゆる専門分野において、調査機能を充実させ能動的に動き機能することが肝要である。あらゆる住民の代弁者として職責を果さなければなりません。その為には一定の議員数は必要であります。そのような基本理念に基づき、この度、議員定数は否決されました。しかし本町の急激な人口減・財政事情等を鑑みれば、議員自ら身を削るべきと考えます。それは議員定数を減らす事ではなく、議員報酬を削減すること。これが最大の町民貢献と考えます。従って、現行の条例を改正する為です。

○——△——

それでは、新旧対照表を基にご説明申し上げます。報酬でございますけれども、第2条の変更でございます。議会の議長及び議員の報酬額は次のとおりとする。議長月額260千円、副議長月額216千円、常任委員長及び議会運営委員長月額211千円、議員月額202千円であります。附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（森敏則君）

以上で提出の理由を提出者からありました。これから提出者に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。1番議員堀君。

#### ○1番（堀進一郎君）

提出理由につきましては、充分私もご理解するわけでございますけども。この減額した金額ですけども、計算したところが10%程度の削減じゃないかなと思っております。町の職員さん達の給料を真っ先に非常にこうされていますけれども、それはそれなりにして議員としての報酬でございますので、その点をどういう判断をされたのかなと質問します。この10%に決定した意思・意図はありますか。

#### ○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

#### ○2番（橋村孝彦君）

お答えします。私個人的には、2名分削減した金額等々を本来は頭の中に描いておりました。しかし、そうなりますと近隣の町村等々の議員報酬と比べまして、非常に我が

町だけが低くなります。するとこういった問題は私達町の問題だけではなく、近隣に与える影響等々も考えながらですね、所謂 10%程度 1,000 円四捨五入という形になりました。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回のこの改正はですね、条例の本則ですよ本則。附則じゃなくて本則です。本則を変える時は今までのですね、過程をよく見ますと報酬審議会というのがあるんですよ東彼杵町には。報酬審議会というのがある。例えば町長の 50%カット、川棚町長の 30%これ全部附則ですよ。自分の任期の間はこうしようという事ですけど、条例を変えたらこれは未来永劫にこの価格になるんですよ。次の任期に議員さんになった人の報酬も我々が決めていいんですか。そういう権限があるんですか我々には。やはりここをですね、附則とすべきじゃないかと私は思います。報酬審議会の存在というのはどういう風な感じを持っておられますか。何の為に報酬審議会があると思っておられます。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

その事につきましてはね、私も提出するにあたり局長にこの文章見せてここまで突っ込んだ書き方をしております。ですから、事務手続き上の齟齬は無いということでありますので。その件に関しては粛々と事務手続き上に従って出したという事です。

○議長（森敏則君）

はい、6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

お答えになっていませんけどですね。あの報酬審議会の存在意義をまずお尋ねしたんですけど、まあそれはいいでしょう。この本則を変えるという事は、橋村議員もよくご存知とおもいますが、我々の報酬によって農業委員さんの報酬・教育委員さんの報酬・町団員さんの本団分団報酬まで決まっているんですよ。そういう方々の報酬にまでこれ影響するんですよ、本則を変えたら。附則を変えるのは影響ないですけどね。そういうことがもし、これがもし決まってですよ、他のことを検討しないといけないでしょう。我々の議員報酬を基準にしてそれらの報酬を決めてある訳なんです。先程言った消防団の皆さん・農業委員の皆さんにも影響することですよ。そこら辺の影響は考えられないんですか。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

あのね、私は議員の報酬に関わる分だけの条例を改正でございます。その消防団云々に関して全く触れておりません。ですから、消防団やその他の費用を下げろなんてことは一言も入っていません。ですから、それはねこれをもし議員報酬に連動するというのであれば、それはそれでまたそこを下げないようにすればいい訳でしょ。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

あの橋村さん、もう少しですね深く考えて戴きたいという風に思います。この前の町内の色々な方々の報酬一覧表を配布されたと思うんですけどね。その中に載っていたでしょう、ちゃんと。議員の報酬。例えば議長報酬が我々議員報酬がですよ、教育委員さんの1年間の報酬なんですよ。消防団でいえば、各分団の分団長の1年間の報酬が我々議員の1ヶ月の報酬なんですよ。そういうことが分かって言っておられるんですかね。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それはね、今までの慣例としてそういう決め方をされている。それは当然知っております。しかしながら、これはその消防団やそういう方々の報酬あたりまで影響するものでは全くございません。

○議長（森敏則君）

他に。9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

まず、この文言についてお尋ね致しますが、ここにそのような基本理念に基づき、この度議員定数は否決されたとありますが。定数削減が否決された訳であって、定数そのものが否決されたんですか、その点についてまずお伺いします。それとその10%削減したあとの総額、どのくらいの総額になるのか、経費が。お尋ねをします。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

書いてあります通りね、その私達の基本理念はやっぱりね、議会人が議会を守るという基本理念ですよ。いかに議会が重要な役割を果しているか、そういったことで議員定数を減らす事はやっぱり議会の審議能力を低下させる。そういう基本的な理念に基づきむしろ町民の間から、皆さんの間から、議員も何らかの身を削るべきという意見は非常に多ございます。そういった中で我々の考えとしては、定数を減らすより報酬を減らしたほうが良いと、そういう考えのもとでやっています。尚、その計算等につきましては当然計算をしましてから、その計算書を持ってきておりません。計算すればすぐ分かることです。以上です。



○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

その定数はですよ、12 名のままで否決はされていないんですよ。削減が否決されたんですから。ここの文言について私はお尋ねしたいんですよ。議員定数 12 名が否決されていませんでしょ、削減案が否決されたんですから。ここも当然この度の議員定数削減は否決されましたとすべきじゃないですかね。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

そうですね、正にその通りだと思います。そこで議員定数削減する案が否決された、正しくその通りでございます。分かり方の齟齬とご理解いただきたいと思います。

○議長（森敏則君）

他に。7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

この条例改正ということについて、毎回議会の度に条例改正と出ていますよね、ですが、私達議員の方が条例改正できるから出していると言われると当然のことですが。そこで問題ですが、条例をこれ触らなければいけなかったのか。先程から言われております、重なって質問になると思いますが、附則で対応できないのか、何故条例改正というところまでいかないといけなかったのかというところの説明をお願いしたいんです。

○議長（森敏則君）

提出者橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

先程の吉永議員の質問と関連すると思いますよね。ですから当然私は、やっぱりね条例を改正してしかるべき形に、身を削るということからいけば、やっぱり永遠と続く条例改正であるべきだという風に思ったからしている訳でございます。時限立法等であれば、それは附則だけでも結構でしょう。やっぱりこれは身を削るべきという基本理念に基づけば、条例を改定すべきだとそういう考えの基にやっております。

○議長（森敏則君）

7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

私が議論の対象とするのは、前もってこういうことで協議をしましょうとか。そういう事を積み重ねた上での条例改正じゃないかという風に考えている訳で。発議で持ってこられるのは、これは当然構わない訳ですから。議会の決まりに合っているわけですから、いいんですけども。只、それを成されるのならば附則の改正であって条例改正ではない。特に私が申し上げたいのは、この前の議員定数の削減の採決の時、その中の話し

合いの中で、他の人達の今から先入ってくる人達の議員として立候補して来たいと、新しい考えを入れたいという方々の、その阻害したらいかんと、壁を作ったらいかんと仰ったじゃないですかね。だから議員定数削減には反対だという考えをこの前述べられたばかりでしょ。だったらこの議員報酬を削減するということは、他に一定の収入のある人じゃないと議員には立候補できませんよ、という事を宣言することと同じでしょ。だから我々の任期中ということに限ったらどうでしょうかという考えを申し上げたいんですがいかがですか。

○議長（森敏則君）

提出者、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

これは仰ること当然よく理解出来るんですよ。でも、こういう問題は皆さんとお諮りしながら意見を集約して出すのが本筋です仰るとおり。しかしながら議員定数に関してです、私達に何ら相談も無くされたわけでしょう。全くその手法を真似しただけですよ。それと、これから新しく入ってこられる方々の云々という問題に関しては私は一言も言っておりません。

○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。3 回目になります。

○9 番（岡田伊一郎君）

はい。最後にお尋ねいたします。もう 1 回ですね、この 10%にされた根拠、それと施行日、何故 4 月 1 日になったのか、この 2 点についてお尋ねをします。

○議長（森敏則君）

提出者橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

先程の質問とダブると思いますけど、10%にしたというのは近隣の議員報酬等々も調べました。その中で突出した削減は影響が大きいということでございます。先程申したとおりです。では何故 4 月 1 日にしたかということですが、今議会改革特別委員会なるものをやっております。その中で吉永委員長が提唱されております、行動する議会という言葉をよく言われております。正しくその言葉に賛同しました。つまり行動するということは、明日する、来年する、そういう受け止め方は私はしておりません。すぐ行なう、すぐ動く、私は行動するという意味はそういう風に理解しております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

まだ今、岡田議員の質問にも答えていない。何故4月1日施行なのですかという質問をされたと思うんですが、3回目と言えませんので私が3回目が変わってもう一回お尋ねしますけども。何故4月1日なのかということをもう1度はっきり説明をして下さい。

○議長（森敏則君）

提出者橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

先程の答えでわかりませんか。早い時期というのが行動することだと私は思っております。ですから4月1日は新年度の始まり、それに合わせて改正しよう。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようなので、これで発議9号の質疑を終わります。

それでは次に発議10号について提出理由の説明を求めます。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それでは提出の理由を申し上げます。町の財政状況を見ると、町税額が殆ど人件費総額に近く、交付税と県支出金・国庫支出金等の依存財源が主であります。今後予想される総合会館や町営住宅・町道・橋梁の維持補修費や防災設備・水道管の敷設替え等に莫大な金額が予想されます。町長以下特別職も給与削減され、まちづくり交付金の財源とされるとされていますし、町職員の給料も削減されています。議会も自ら身を切る覚悟を示すべきと思われ、報酬を削減する為提出するのであります。本町の説明を省略しまして、この新旧対照表で説明を致します。これは私は附則の改正で出しております。第2条の規定にかかわらず、議会の議長、副議長及び議員の平成26年1月分から平成27年4月分の報酬は、同条の月額から当該月額に100分の20を乗じて得た額を控除した額を支給する。9、第6条の規定にかかわらず、平成26年6月1日から平成26年12月31日までの間に支給する期末手当は、同条の規定による額から当該額に100分の20を乗じて得た額を控除した額を支給する。ということで出しております。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから発議第10号の提出者に対する質疑を行います。質疑ある方はどうぞ。

3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

この発議はですね、先程発議9号の中で10%程度確保するというようなことが、ご存知の上で発議がなされたものと思っております。そういった中でこれは議会の

論議をへて可決されます。もし、されればこの岡田議員の発議もその金額に乗じてということになれば、約 28%の減額というような削減という事になるわけですが。その辺のことも踏まえての発言でしょうか。根拠をお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

提出者、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私が上げましたのは、報酬で約 6,739,200 円それと期末手当で 1,915,000 円、計の 8,654,200 円。これはですね、私が最初定数削減の時上げました 2 名削減分をちょっとオーバーした分の額であります。それを根拠に出しております。以上です。

○議長（森敏則君）

3 番議員浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

ですから、先程言いましたように前の発議 9 号がもし可決されれば、もっと金額は大きくなる訳ですよ。その点についても考え方はどうでしょうか。。

○議長（森敏則君）

提出者、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

その将来の様子を見込んでですよ、私は提出は致しておりません。その 9 号が先に可決されて、これを何故出したかというのじゃなくて、私は私の考えで定数を削減できなかったのもう川棚町も 2 名というあれも載ってます新聞に。だから私はこれで身を切らなければならないと思って出しております。前の議案のことは考慮しておりません。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

そういう手続きの伝々という事に関してはもういいです。これは私が出したから、これを受けてまたあなたが出したという風に私は思っています。所謂、これは何とか合戦ですね。非常に危険な状態になると思いますよ。もし仮にそういう事が認められたとしましょう。そしたらまた次の手にいくとなりますよ。そしたら、最終的には議員の日当制云々そういう可能性を秘めているんですよ。危険な状態。そういう本質的な意見も出ているんですよ。まったく私はそういった意味ではなしておりません。町民からあなた達も身を削りなさいという意見が多い。そういう予想的な事をつきませんでしたか、あなた。

○議長（森敏則君）

提出者、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

お答え致します。私は橋村議員が出されたその本則に対抗して出したということじゃなくて、私は附則の改正で出しているんですよ。川棚町長だってうちの町長だって、附則で改正しているじゃないですか。自分達の身分の時は自分達で身を削る、吉永議員が仰ったように。将来に亘ってのその報酬を触るといふのはいかがなものかと考えたから私は出した訳であって、これは附則の改正なんですよ。対抗するも何も私は附則で改正した方がいいと思うから、出しただけです。以上です。

○議長（森敏則君）

次に、2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

貴方の考え方でしょう。私は私の考え方で出しているんです。見解の違いでしょう。見解の違うものを出したらいけないでしょう。それはおかしいじゃないですか。

○議長（森敏則君）

提出者、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

だから何故その対抗して出したのかとかいう問題じゃなくて、私は私の考えで附則の方が正しいんじゃないかと思って出しただけです。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑ありませんね、それでは只今の提出者への質疑をこれで終わります。

只今議題となっております、発議第9号、発議第10号については、議長を除く11人で組織する議員報酬審査特別委員会に付託します。委員長、副委員長選任互選の為、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時38分）

再開（午前11時52分）

○議長（森敏則君）

はい、それでは休憩前に戻り会議を続けます。先程の議員報酬審査特別委員長に佐藤隆善君、副委員長に後城一雄君に決定を致しました。

日程第13 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 13、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によってお手元に配布しました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 25 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会致します。お疲れ様でした。

閉 会（午前 11 時 54 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 26 年 6 月 13 日

議 長 森 敏 則

署名議員 吉 永 秀 俊

署名議員 佐 藤 隆 善